

改正

昭和39年9月28日条例第45号
昭和40年2月15日条例第1号
昭和40年7月1日条例第11号
昭和40年12月23日条例第18号
昭和41年4月1日条例第5号
昭和41年12月15日条例第30号
昭和42年7月31日条例第24号
昭和43年3月8日条例第8号
昭和44年3月31日条例第4号
昭和44年3月31日条例第14号
昭和44年6月21日条例第25号
昭和44年8月1日条例第35号
昭和45年3月23日条例第11号
昭和45年6月26日条例第42号
昭和46年3月16日条例第10号
昭和46年10月16日条例第40号
昭和47年3月31日条例第7号
昭和47年6月19日条例第26号
昭和47年6月19日条例第28号
昭和47年9月29日条例第43号
昭和48年3月31日条例第12号
昭和48年6月22日条例第36号
昭和48年12月26日条例第45号
昭和49年6月14日条例第29号
昭和50年3月15日条例第7号
昭和50年6月14日条例第33号
昭和50年9月30日条例第44号
昭和50年12月16日条例第46号
昭和52年3月28日条例第11号
昭和52年9月8日条例第33号
昭和53年3月27日条例第10号
昭和53年6月15日条例第25号
昭和53年12月16日条例第42号
昭和54年3月13日条例第12号
昭和54年6月8日条例第24号
昭和54年9月10日条例第29号
昭和54年12月13日条例第37号
昭和55年3月25日条例第8号
平成3年12月6日条例第32号
平成17年9月6日条例第58号

児童遊園条例

(目的)

第1条 岸和田市児童遊園は、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で児童遊園とは、市が設置する遊具等を付設した都市公園に準じた施設であって都市公園に該当しないものをいう。

(児童遊園の設置等)

第3条 児童遊園は、市長が当該児童遊園の供用を開始するに当たり、名称及び位置並びに供用開始の期日を告示することにより設置されたものとする。

2 市長は、供用を開始した児童遊園の名称若しくは位置を変更したとき又は児童遊園を廃止したときは、告示するものとする。

(使用料)

第4条 児童遊園の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第5条 児童遊園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第6条 指定管理者は、児童遊園の維持及び管理に関し市長が必要と認める業務を行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年9月28日条例第45号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年2月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年7月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月7日から適用する。

附 則（昭和40年12月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月15日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月31日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月8日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年6月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月9日から適用する。

附 則（昭和44年8月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月23日条例第11号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月26日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月16日条例第10号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月16日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月5日から適用する。

附 則（昭和47年6月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月29日条例第43号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月22日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月26日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月14日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月15日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月14日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年9月30日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月16日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年9月8日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月15日条例第25号）

この条例は、昭和53年7月3日から施行する。

附 則（昭和53年12月16日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月13日条例第12号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月8日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年9月10日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年12月13日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置している児童遊園については、この条例の規定により告示されたものとみなす。

附 則（平成3年12月6日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月6日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の児童遊園条例第5条の規定により委託している児童遊園の管理については、平成18年9月1日（その日前に児童遊園の管理を指定管理者に行わせることとなる場合には、

当該指定管理者による管理が行われる日の前日) までの間、なお従前の例による。